



国立市私立幼稚園等園児の

令和8年度

幼児教育無償化と保護者補助金についてのしおり

1. 補助制度の種類

※このしおりは1年間大切に保管してください。

① 子育てのための施設等利用給付	(国制度・無償化・保育料等)
② 子育てのための施設等利用給付	(国制度・無償化・預かり保育料)
③ 給食費(副食費)に関する補足給付	(国制度・補助金・副食費)
④ 園児保護者負担軽減補助金	(都制度・補助金・保育料等)
⑤ 預かり保育補助金(満3歳児のみ)	(都制度・補助金・預かり保育料)
⑥ 預かり保育夏季加算補助金	(市制度・補助金・預かり保育料)
⑦ 入園料等補助金	(市制度・補助金・入園料)
⑧ 幼児教育推進補助金	(市制度・補助金・給付)
⑨ 私立幼稚園等副食費補助金	(市制度・補助金・副食費) 令和8年9月分から開始

2. 共通の補助要件

(※補助制度ごとにそれぞれの補助要件もございます。詳細は各補助金の説明をご確認ください。)

- 令和2年4月2日～令和5年4月1日の間に生まれた園児(年少・年中・年長)であること
もしくは、令和5年4月2日～令和6年4月1日の間に生まれ、満3歳に達した園児(以下、満3歳児という)であること
- 園児が、令和8年4月1日以降、国立市に住民登録がある(あった)こと
- 保護者が、園児の在籍する幼稚園または認定こども園(以下、幼稚園等という)に対して「入園料」「保育料」「その他の納付金」「副食費」等を納入していること

2部入っています。3名以上の請求の場合はお手数ですがコピーしてお使いください。または、市HPよりダウンロードが可能です。

3. 提出書類

(1) 私立幼稚園等の月額利用料等および預かり保育事業にかかる施設等利用費請求書(償還払い用)(※以下“請求書”と記載)	①②の請求のため、お子さま一人につき1枚提出が原則必要です。詳細はp4をご確認ください
(2) 令和8年度国立市私立幼稚園等園児の保護者補助金 兼 入園料等補助金 兼 給食費(副食費)に関する補足給付交付申請書(※以下“申請書”と記載)	③④⑥⑦⑧⑨の申請のため、一世代につき1枚提出が必要です
(3) 各種添付書類 (領収書 兼 提供証明書や課税証明書等)	補助制度ごとに個別に提出期限がございます。詳細は、p4、p6-p7をご確認ください。
(4) 満3歳児クラス在籍児童の預かり保育に係る保護者補助金支給要件確認申請書	⑤の申請をする方のみ、補助を開始する日もしくは満3歳のお誕生日の前日までに提出が必要です。詳細はp7をご確認ください

4. 提出期限

在籍する幼稚園等が指定した受付期間までに、幼稚園等又は国立市役所へ(1)請求書及び(2)申請書(場合によっては(3)(4)も含む)を速やかにご提出ください。

途中入園や継続通園しながらの国立市への転入等のやむを得ない事由で、幼稚園等が指定する受付期間に提出が間に合わなかった場合は、下記の締切日までに国立市役所の保育幼児教育推進課 保育・幼稚園係まで直接ご提出ください。

前期分(令和8年4月～令和8年8月の5ヶ月分)	締切日: 令和8年8月31日(月)
後期分(令和8年9月～令和9年3月の7ヶ月分)	締切日: 令和9年3月31日(水)

5. 交付予定 ※③～⑨については交付決定通知を送付します。①②については交付決定通知が発行されません。

①子育てのための施設等利用給付 ②子育てのための施設等利用給付（預かり保育） ④園児保護者負担軽減補助金 ⑤預かり保育補助金（満3歳児のみ） ⑦入園料等補助金（年度内1回のみ） ⑧幼児教育推進補助金	前期分（5ヶ月分） （令和8年4月～令和8年8月の5ヶ月分）	令和8年 10月末頃 交付予定
	後期分（7ヶ月分） （令和8年9月～令和9年3月の7ヶ月分）	令和9年 5月中旬頃 交付予定
③給食費（副食費）に関する補足給付 ⑨私立幼稚園等副食費補助金	令和9年5月中旬頃交付予定	
⑥預かり保育夏季加算補助金	令和8年11月末頃交付予定	

6. その他注意事項

- I. 年度途中に、幼稚園等を入園・退園および国立市からの転出・国立市への転入をした場合、補助金は幼稚園等の在園月数または日数、および国立市への住民登録月数または日数に応じて計算いたします。また、転入・転出をされた場合、状況により転入前・転出先の自治体へ補助金額の支給額の確認および報告をさせていただく場合がございます。
- II. 補助金は、実際に負担された入園料及び保育料等の合計額を超えた支給はできません。そのため、記載のある補助金満額まで支給されない場合がございます。
- III. 以下の場合、補助金の交付決定および支給が遅れたり、申請が却下になる可能性があります。
 - ・ 請求書、申請書及び各種添付資料が、所定の受付期間内に提出されなかった場合
 - ・ 書類不備等がある場合
 - ・ 住民登録地に居住されていない等、支給要件の確認ができない場合
 - ・ 幼稚園等への保育料等の支払いが遅れた場合
 - ・ 税（所得）の申告をされていない場合

※未申告等により住民税課税(非課税)の決定がなされていない方は、補助金の対象者となりません。必ず申告をしてから申請してください。
- IV. 次に該当する事由が発生した際は、国立市役所へ申請内容変更の届出が必要です。
 - ・ 園児が国立市から転出する場合
 - ・ 園児が幼稚園等を退園・休園・転園する場合
 - ・ 転職・退職もしくは就労時間に変更があった時（②もしくは⑤の補助制度を申請した世帯のみ）
 - ・ 補助金の振込先口座を変更したい場合
 - ・ ひとり親等に該当する場合および該当しなくなった場合
 - ・ 生活保護の受給が決定及び廃止した場合

※届出がなくても、補助額が変更となったり、資格が喪失になる場合がございます。
- V. 不正な申請や届出が遅れたことにより補助金が過払いとなった場合、補助金を返還していただきます。
- VI. 状況により戸籍等証明書類の提出を求める場合がございます。繰り返しになりますが年度途中より離婚別居婚姻等の事由によって、世帯状況等が変わる場合は、必ず国立市役所保育幼児教育推進課保育・幼稚園係までご連絡ください。届出が遅れたことにより補助金支給額が過払いとなった場合、補助金を返還していただきます。
- VII. 年度を越えての申請・変更の届出はできません。市役所窓口への申請・変更の提出は、令和9年3月5日（金）までをお願いいたします。

【連絡先】

国立市役所 子ども家庭部 保育幼児教育推進課 保育・幼稚園係
 〒186-8501 国立市富士見台2丁目47番地の1
 電話：042-576-2427
 042-576-2111（内線：139・207・406）



①②子育てのための施設等利用給付について

1. 施設等利用給付（無償化）とは

施設等利用給付（無償化）は、大きく分けると以下の2種類があります。

①子育てのための施設等利用給付	1号認定・新1号認定	教育時間の無償化を希望する申請に対して認定されます
②子育てのための施設等利用給付	新2号認定・新3号認定	教育時間の無償化（①の部分）に加え、預かり保育利用時間も無償化を上乗せで希望する申請に対して認定されます

認定・無償化対象範囲・補助上限金額は、以下の表のとおりです。

年齢・クラス	施設型給付幼稚園 認定こども園（教育）	私学助成型幼稚園	施設型給付幼稚園・認定こども園（教育）・ 私学助成型幼稚園
	①教育時間のみ	①教育時間のみ	①教育時間+②預かり保育利用
年少～年長クラス (3～5歳児クラス)	1号認定 補助金額：月額保育料等 (最大 25,700 円を市から園に支払い。保護者負担の保育料は0円)	新1号認定 補助金額：月額保育料等 (上限 25,700 円)	新2号認定 補助金額：1ヶ月の預かり保育利用日数×450円(上限 11,300 円) もしくは実際に園に支払った額とを比較し 低い額の方を支給 【保育の必要性の認定が必要】
満3歳児 (3歳に達する誕生日の前日から最初の3月31日まで)	1号認定 補助金額：月額保育料等 (最大 25,700 円を市から園に支払い。保護者負担の保育料は0円)	新1号認定 補助金額：月額保育料等 (上限 25,700 円)	新3号認定 【市民税非課税世帯(※)の満3歳児のみ】 補助金額：1ヶ月の預かり保育利用日数×450円(上限 16,300 円) もしくは実際に園に支払った額とを比較し 低い額の方を支給 【保育の必要性の認定が必要】

※市民税非課税世帯は、4月～8月分は令和7年度、9月～3月分は令和8年度の世帯の税額に基づいて算定します。

※市民税課税世帯で保育の必要性がある満3歳児の保護者様への補助についてはp5の⑤の補助制度をご参照ください。

2. 補助要件 ～保育の必要性の認定について（新2号・新3号認定を申請した方）～

施設等利用給付（無償化）は、認定ごとに要件書類が異なります。

1号認定・新1号認定：	要件書類無し（請求書の提出だけ必要な場合があります）
新2号認定・新3号認定：	保育の必要性を証明する要件書類の提出が必要です。

新2号認定・新3号認定にかかる補助を受ける場合は、保護者それぞれが以下の表のとおり保育の必要性を証明するため要件書類を提出してください。無償化の認定申請の際に提出した方は追加提出不要です。

今後認定変更を希望される方は、以下の表を参考に必要書類を準備の上、市役所窓口にて手続きをお願いします。なお、**補助開始日の遡及はできませんので、預かり保育の利用を開始する日までに申請のお手続きをするようお願いします。**

保護者の状況（保育の必要性）	要件書類	様式
A 会社や自宅を問わず就労している	就労証明書（ただし自営の方は、営業許可証、開業届、取引先との契約書、確定申告書等を添付してください。）	○
B 妊娠・出産	母子手帳の写し（認定期間：出産月を挟んで前後2ヶ月）	×
C 保護者の疾病・しょうがい	診断書（保育が困難なことが記載されているもの）、障害者手帳の写し等	×
D 児童の家庭あるいは同居以外の親族の看護・介護	看護・介護の申立書と、診断書、障害者手帳の写し等	○
E 求職活動	提出書類はありません（認定期間：補助開始日から2カ月間）	×
F 就学・技能修得等	在学証明書、就学に関する申立書等	○
G 家庭の災害（火災・風水害等）等を含むその他の事情	市長が必要と認める資料	×

※ADEFは、どの事由も「週3日間かつ12時間以上の活動を常態としている」ことが前提です。

3. 支払方法

無償化による補助の支給方法については、以下の方法があります。

私学助成型の幼稚園のうち一部の園と施設型給付の幼稚園等は、Bの法定代理受領を選択しています。

A	償還払い	保護者の方には一度保育料等の全額を園にお支払いいただき、後日市から保護者に補助金が支払われる方法です。
B	法定代理受領	園においてあらかじめ補助金相当額を差し引いた額を、保育料等として保護者から受領します（後日、市から幼稚園等に給付します）。

4. 提出書類

➤ 「私立幼稚園等の月額利用料等および預かり保育事業にかかる施設等利用費請求書（償還払い用）」

以下の幼稚園等以外に通う方は、原則請求書の提出が必要です。

以下の幼稚園等に通い、1号認定だけでもしくは新1号認定を受けている方は、請求書の提出は不要ですが、年度内に1度でも新2号・新3号認定を受けた方は、請求書の提出が必要です。

提出期限は、p1のとおり在籍する幼稚園等が指定した期限までとなります。

認定こども園	(国立市) 小百合学園・かえるの森 (小平市) 小平学園幼稚園	
施設型給付の幼稚園	(国立市) 国立ふたば幼稚園・つばみ幼稚園 (府中市) 府中あおい幼稚園・あおい第一幼稚園・府中新町幼稚園	
法定代理受領を選択している園 私学助成型幼稚園のうち	国立市	ママの森幼稚園
	立川市	立川みどり幼稚園・多摩幼稚園・みたらから幼稚園・石川学園こぼと幼稚園・みんなの広場 藤幼稚園
	府中市	北山幼稚園・明星幼稚園・府中ひばり幼稚園・府中わかば幼稚園
	国分寺市	国分寺けやき幼稚園・みふじ幼稚園・坂の上幼稚園
	小平市	なおび幼稚園
	日野市	日野わかかき幼稚園
	調布市	桐朋幼稚園
	小金井市	学芸大学附属幼稚園 小金井園舎
	武蔵野市	吉祥寺学園第二幼稚園

(令和8年4月1日現在)

➤ 添付書類 「特定子ども子育て支援の提供に係る領収書 兼 提供証明書」(以下、領収書兼提供証明書という)

- ・市内の幼稚園等に通う方は領収書兼提供証明書の提出は不要です。市から幼稚園等に直接確認いたします。
- ・市外の幼稚園等に通う新2号・新3号認定の方で、幼稚園等が保護者宛てに預かり保育事業に係る領収書兼提供証明書の発行を行っている場合は添付が必要となります。
- ・預かり保育併用可の園（預かり保育の実施時間が教育時間を含み平日8時間未満または年間の預かり保育実施日数が200日以下の園。）に通う方で、認可外保育施設等を利用した方は、認可外保育施設等の利用料を含めて補助金額を計算できる場合がございますが、その際は認可外保育施設等が発行した領収書兼提供証明書の添付が必要です。また、子育て援助活動支援事業（ファミサポ）の預かりを利用した場合は、ファミリーサポートセンター発行の「特定子ども子育て支援の提供に係る証明書」の添付が必要です。
(※送迎のみのご利用は補助の対象外です。)

忘れずに
よくニヤン

提出期限は、前期分（令和8年度4～8月分）は 令和8年9月4日（金）まで
後期分（令和8年度9～3月分）は 令和9年4月2日（金）までに、
国立市役所 子ども家庭部 保育幼児教育推進課 保育・幼稚園係へご提出ください。



③給食費（副食費）に関する補足給付 ④園児保護者負担軽減補助金
⑤預かり保育補助金（満3歳児のみ） ⑥預かり保育夏季加算補助金
⑦入園料等補助金 ⑧幼児教育推進補助金 ⑨私立幼稚園等副食費補助金 について

1. 各種補助金の対象・範囲

③ 給食費（副食費）に関する補足給付（国制度）

対象者は、幼稚園等に在籍する園児のうち、次のいずれかに該当する園児の保護者となります。

- (1)令和7年度市民税所得割額の世帯合算額が77,101円未満の方(令和8年4月～8月まで対象)
- (2)令和8年度市民税所得割額の世帯合算額が77,101円未満の方(令和8年9月～令和9年3月まで対象)
- (3)小学3年生以下の子どものうち、最年長の子を第1子とカウントして第3子にあたる方

※私学助成型幼稚園

幼稚園等からの副食費相当額および給食利用日数の報告に基づき補助金額を算定します。対象者には交付決定通知を送付したのち、申請書にて指定いただいた口座に振り込みます。

【補助金額】以下の(1)(2)を比較し、低い額の方を補助します。

- (1)補助基準額：当該月の給食利用日数×1食あたりの副食費相当額（園により異なります。）
- (2)補助上限額：月4,500円

※施設型給付幼稚園・認定こども園

市が幼稚園等に対して副食費相当額をお支払いするため、保護者様の毎月の副食費が免除されます（補助金は発生しません）。対象世帯には給食費(副食費)決定通知を送付しております。

副食費とは、給食費のうち、主食(お米・パン類)以外のおかず・牛乳・おやつ等にかかる費用分を意味します。

また、お弁当が保護者の持参となっている幼稚園（弁当業者と保護者で直接契約する場合を含む）は**対象外**です。

④ 園児保護者負担軽減補助金（都制度）

対象者は、幼稚園等、幼稚園類似の幼児施設（都が認定した施設）または国立大学附属幼稚園に在籍する園児のうち、次のすべてに該当する園児の保護者となります。

- ・保育料とその他納付金及び特定負担額の合計が、①の無償化上限額を超えていること
- ・税情報が確定しており、その情報を国立市に提供していること

【補助金額】世帯状況や税額に基づき決定された補助上限額まで無償化限度額を超えた金額を補助します。

具体的な算定手順は p8～p9 のとおりです。

⑤ 預かり保育の補助金（満3歳児のみ）（都制度）※補助開始日の遡及はできません。利用開始日までに申請のお手続きをお願いします。

対象者は、幼稚園等に在籍する園児のうち、次のすべてに該当する園児の保護者です。

- ・1号認定もしくは新1号認定であること
- ・満3歳児であること
- ・保護者それぞれに保育の必要性があり、その情報を国立市に提供していること
- ・課税世帯であること（非課税世帯の方は対象外です。別途、新3号認定を申請してください。）

【補助金額】以下の(1)(2)を比較し、低い額の方を補助します。ただし、補助上限額は16,300円となります。

- (1)1か月の利用日数×450円
- (2)実際に園に支払った額

⑥ 預かり保育夏季加算補助金（市制度）

対象者は、補助対象年度の8月に幼稚園等に在籍する園児のうち、次のすべてに該当する園児の保護者です。

- ・②もしくは⑤の預かり保育の補助制度の補助対象者となっていること
- ・8月利用分として納入した預かり保育料が、8月利用分に係る②もしくは⑤の補助金額を超えていること

【補助金額】 次の(1)もしくは(2)のいずれか該当する方法により補助します。

なお、補助上限額は満3歳児が16,300円、それ以外の園児は11,300円となります。

(1) 8月利用分として納入した保育料が補助上限額を上回る場合

(補助上限額) - (②もしくは⑤の補助金額) = (預かり保育夏季加算補助金額)

(2) 8月利用分として納入した保育料が補助上限額を下回る場合

(8月利用分として納入した保育料) - (②もしくは⑤の補助金額) = (預かり保育夏季加算補助金額)

⑦ 入園料等補助金 (市制度)

幼稚園等または幼稚園類似の幼児施設 (都が認定した施設) へ入園した園児を対象に、入園した年度に限り、園児1人あたり**上限 38,000円**を支給します。本補助金の給付は、当該年度につき1回限りとなります。
(転入前の自治体で同種の補助事業の対象となっている場合、補助対象外となることがあります)。

⑧ 幼児教育推進補助金 (市制度)

幼稚園等、幼稚園類似の幼児施設 (都が認定した施設)、国立大学附属幼稚園または外国人学校の幼稚部に在籍している園児を対象に、**月額 3,700円**を給付します。

⑨ 私立幼稚園等副食費補助金 (市制度) 令和8年9月分から開始

対象者は、幼稚園等、幼稚園類似の幼児施設 (都が認定した施設)、国立大学附属幼稚園または外国人学校の幼稚部に在籍する園児のうち、③の制度の対象外となる園児の保護者です。

③の制度と異なり、施設型給付幼稚園・認定こども園に在籍する園児の分も

幼稚園等からの副食費相当額および給食利用日数の報告に基づき補助金額を算定し、交付決定通知書を送付したのち、申請書にて指定いただいた口座に振り込みます。

【補助金額】 以下の(1)(2)を比較し、低い額の方を補助します。

(1) 補助基準額：当該月の給食利用日数 × 1食あたりの副食費相当額 (園により異なります)。

(2) 補助上限額：**月 4,500円**

副食費とは、給食費のうち、主食(お米・パン類)以外のおかず・牛乳・おやつ等にかかる費用分を意味します。
また、お弁当が保護者の持参となっている幼稚園 (弁当業者と保護者と直接契約する場合を含む) は**対象外**です。

2. 提出書類

➤ 「令和8年度国立市私立幼稚園等園児の保護者補助金 兼 入園料等補助金 兼 給食費 (副食費) に関する補足給付費 交付申請書」 ※1世帯につき1枚提出してください。
提出期限は、p1のとおり在籍する幼稚園等が指定した期限までとなります。

➤ 添付書類 課税を証明する書類

※令和7年1月1日、令和8年1月1日時点の住所が国立市外の方は**課税証明書**をご提出ください。
所得のある方全員分必要です。

対象者	添付書類
令和7年1月1日時点の住所が国立市外の方	●令和7年度区市町村民税課税証明書 (扶養親族 (控除) 数等の記載があるもの) 該当年1月1日の居住地で発行できますので、お取り寄せの上ご提出ください。 すでに提出している場合は、省略できます。
令和8年1月1日時点の住所が国立市外の方	●令和8年度区市町村民税課税証明書 (扶養親族 (控除) 数等の記載があるもの) 該当年1月1日の居住地で発行できますので、お取り寄せの上ご提出ください。 すでに提出している場合は、省略できます。
令和7年1月1日、令和8年1月1日時点の住所が国外の方	●該当前年分の収入 (国内、国外すべての分) に関する書類 (給与収入や扶養状況、社会保険料控除等の記載があり、勤務先で証明され、証明印または署名があるもの) ※ご不明な点がございましたら保育・幼稚園係までご連絡ください。

- ・ただし、保護者のいずれか一方が「控除対象配偶者」である場合、「控除対象配偶者」分の証明書は不要です。
- ・すでに令和7年度の本補助金の申請において、課税証明書等を提出している場合、再度の提出は不要です。
- ・市HPよりダウンロードできる「確認書」(＝実際の所得にかかわらず世帯区分dとして申請)を提出することで、課税証明書の提出を省略することもできます。

提出期限は、申請書と同様に在籍する幼稚園等が指定した期限までとなります。

なお、令和7年1月1日、令和8年1月1日時点の住所が国立市民の方は、**提出不要**です。

※ひとり親等世帯に該当される方は負担軽減措置があります。p9をご参照の上、必要書類も添付してください。

➤ **添付書類 満3歳児クラス在籍児童の預かり保育に係る保護者補助金支給要件確認申請書
及び 保護者それぞれの保育の必要性に関する書類**

⑤預かり保育の補助金(満3歳児のみ)の申請をする方のみご提出ください。
保護者それぞれの保育の必要性に関する書類とは、以下の表に記載されている要件書類を指します。

提出期限は、補助を開始する日 もしくは 満3歳のお誕生日の前日 までとなります。

補助開始日の遡及はできませんので、利用開始日までに申請のお手続きをお願いします。

保護者の状況(保育の必要性)	要件書類	様式
A 会社や自宅を問わず就労している	就労証明書(ただし自営の方は、営業許可証、開廃業届、取引先との契約書、確定申告書等を添付してください。)	○
B 妊娠・出産	母子手帳の写し(認定期間:出産月を挟んで前後2ヶ月)	×
C 保護者の疾病・しょうがい	診断書(保育が困難なことが記載されているもの)、障害者手帳の写し等	×
D 児童の家庭あるいは同居以外の親族の看護・介護	看護・介護の申立書 と、診断書もしくは障害者手帳の写し等	○
E 求職活動	提出書類はありません(認定期間:補助開始日から2カ月間)	×
F 就学・技能修得等	在学証明書、就学に関する申立書等	○
G 家庭の災害(火災・風水害等)等を含むその他の事情	市長が必要と認める資料	×

※ADEFは、どの事由も「週3日間かつ12時間以上の活動を常態としている」ことが前提です。

添付書類早見表

補助制度名	添付書類	提出期日	その他
①子育てのための施設等利用給付	領収書兼提供証明書	9月4日	提出不要な場合有り。詳細はp4参照
②子育てのための施設等利用給付	領収書兼提供証明書	9月4日	
③給食費(副食費)に関する補足給付	なし	—	—
④園児保護者負担軽減補助金	・課税証明書(もしくは確認書)	申請書と同様 幼稚園等が指定した受付期間	提出不要な場合有り。詳細はp6-7参照
⑤預かり保育補助金(満3歳児のみ)	・保育の必要性を証明する要件書類 ・満3歳児クラス在籍児童の預かり保育に係る保護者補助金支給要件確認申請書	補助を開始する日もしくは 満3歳のお誕生日の前日まで	保育の必要性を証明する要件書類についてはp3参照
⑥預かり保育夏季加算補助金	なし	—	—
⑦入園料等補助金	なし	—	—
⑧幼児教育推進補助金	なし	—	—
⑨私立幼稚園等副食費補助金	なし	—	—

3. 園児保護者負担軽減補助金の金額の算定手順

①世帯の扶養人数と区市町村民税所得割額を確認し、以下の表をもとに**世帯区分 a～d**を決定します。

世帯員中2人以上の方に所得がある場合は、その合計した区市町村民税額が算定基準となります。

世帯員とは…幼児と生計を一にしている父母およびそれ以外の保護者・税法上、幼児を扶養している父母以外の者・入園料および保育料を納入している父母以外の者

「所得割額」は、税額控除の対象とはならない控除（住宅借入金等特別税額控除・配当控除・外国税額控除・寄付金控除・配当割・株式譲渡所得割控除等）を適用する前の額とします。

19歳未満の扶養親族の人数 (園児本人を含む)			区市町村民税所得割課税額	世帯区分	
	16歳未満 H21.1.2～R7.1.1 まで	16歳以上19歳未満 H18.1.2～H21.1.1 まで			
1人	1人	0人	55,800円以下（非課税を含まない）	a	
			55,801円から191,400円以下	b	
			191,401円から236,500円以下	c	
			236,501円以上	d	
2人	1人	1人	66,900円以下（非課税を含まない）	a	
			66,901円から198,600円以下	b	
			198,601円から243,700円以下	c	
			243,701円以上	d	
	2人	0人	0人	77,100円以下（非課税を含まない）	a
				77,101円から211,200円以下	b
				211,201円から256,300円以下	c
				256,301円以上	d
3人	1人	2人	78,000円以下（非課税を含まない）	a	
			78,001円から205,800円以下	b	
			205,801円から250,900円以下	c	
			250,901円以上	d	
	2人	1人	1人	88,200円以下（非課税を含まない）	a
				88,201円から218,400円以下	b
				218,401円から263,500円以下	c
				263,501円以上	d
	3人	0人	0人	98,400円以下（非課税を含まない）	a
				98,401円から231,000円以下	b
				231,001円から276,100円以下	c
				276,101円以上	d

※19歳未満の扶養親族の数が、4人以上いる世帯における補助金の算定については、保育・幼稚園係までお問合せください。

② p8 で決定した世帯区分で、以下の表に基づき、補助額を決定します。

園児保護者負担軽減補助金額（月額）

世帯区分		園児の通う園の種類					
		私立幼稚園・認定こども園（1号）			幼稚園類以外の幼児施設（都認定） <small>幼稚園類似施設（都認定）は、国の無償化の補助がないことから、下記の金額を都制度の園児保護者負担軽減補助金で補助します。</small>		
		第1子	第2子	第3子	第1子	第2子	第3子
1	生活保護世帯	6,200円	6,200円	6,200円	25,400円	25,400円	25,400円
2	非課税世帯・所得割額非課税世帯	3,200円 (6,200円)	6,200円	6,200円	22,400円 (25,400円)	25,400円	25,400円
3	a の世帯	1,800円 (3,200円)	1,800円 (6,200円)	6,200円	21,000円 (22,400円)	21,000円 (25,400円)	25,400円
4	b の世帯	1,800円	1,800円	5,600円	21,000円	21,000円	24,800円
5	c の世帯	1,800円	1,800円	5,000円	21,000円	21,000円	24,200円
6	d の世帯	1,800円	1,800円	1,800円	21,000円	21,000円	21,000円

※第2子以降の園児とは、年齢を問わず、保護者と生計を一にする兄、姉等を有する幼児。

※ひとり親等世帯は、上記の表の（ ）の金額となります。

◎ひとり親等世帯の負担軽減措置について(園児保護者負担軽減補助金)

「生活保護世帯」、「非課税世帯・所得割額非課税世帯」、「区分aの世帯」かつ、園児の保護者及び保護者と同一世帯の方が、下記に該当する場合、「ひとり親等世帯」として上記の表の（ ）内の金額が適用されます。

- (1) 母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のない者（離婚し別居している、又は死別した場合等）で現に児童を扶養している方（ただし、保護者と同一世帯に属する方がこれに該当する場合を除く）。 → ひとり親家庭状況申告書を添付してください
- (2) 保護者が未婚の場合（事実上婚姻状態にある場合を除く）。 → ひとり親家庭状況申告書を添付してください
- (3) 保護者が離婚を前提に配偶者と別居し、かつ、家庭裁判所に離婚調停を申立している場合。 → 調停の申立書の写しを添付してください。
- (4) 身体障害者手帳の交付を受けた方（**在宅の方に限る**）。 → 身体障害者手帳の写しを添付してください。
- (5) 療育手帳の交付を受けた方（**在宅の方に限る**）。 → 療育手帳の写しを添付してください。
- (6) 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた方（**在宅の方に限る**）。 → 精神障害者保健福祉手帳の写しを添付してください。
- (7) 特別児童扶養手当の支給対象児童（**在宅の方に限る**）。 → 特別児童扶養手当証書の写しを添付してください。
- (8) 国民年金の障害基礎年金の受給者（**在宅の方に限る**）。 → 障害年金証書の写しを添付してください。
- (9) 生活保護法第6条第2項に規定する要保護者。
- (10) その他要保護者に準ずる程度に困窮していると認められる方。